事務局長　皆様、おはようございます。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日、欠席の届出が、７番、伊藤裕樹委員、９番、齊藤亘委員、２１番、伊藤悟委員、２３番、信田浩則委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２６回大仙市農業委員会総会を開催します。

（午前９時　開会）

事務局長　はじめに、会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２０名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、前回５月１２日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第２６回総会までの業務報告書をご覧願います。
５月１２日に、第２５回農業委員会総会を委員２０名、推進委員４名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
また、今、会長のご挨拶にもありましたとおり、５月３１日に、県選出国会議員要請集会と令和４年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、会長と私が参加しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１１番、泉芳博委員、１２番、佐藤敏光委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年６月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページ、１番をご覧ください。
農地の所在は、角間町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇平方メートル外、畑９筆、計１０筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、７３歳。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、７４歳です。
売買価格は総額〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由につきまして、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現在海外に住んでおります。今回、農地を相続により取得しましたが耕作できないため、以前から管理を委託していた〇〇〇さんに売買するものです。〇〇〇さんは、自家野菜のほか、将来的にはイチジクやブルーベリーの栽培にも興味があると伺っております。また、〇〇〇〇さんが所有する残りの農地につきましては、１０人以上の共有地となっており売買が難しいため、〇〇〇さんに保全管理を委託するとのことでした。

議案第１号については、ただいま説明いたしました１件のほかに、交換４件、無償所有権移転４件、賃貸借権設定の新規１件、使用貸借権設定の新規２件、更新２件がございます。
１３ページから１４ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございました。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年６月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１５ページ、１番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料の１、２ページをご覧ください。
転用する農地は、大曲日の出町一丁目〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん外１名です。外１名は、譲受人の息子さんになります。
申請理由につきまして、譲受人は現在９人家族で暮らしていますが、手狭なことから、申請地に住宅を新築の上、家族全員で転居することを計画したものです。なお、既存の住居は売却することとなっております。
売買価格は、総額○○○○円で、１平方メートル当たりに割り返しますと約○○○○○○○円になります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。第３種農地は原則許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、１５ページ、２番をご覧ください。
位置図、配置図につきましては、資料の３、４ページになります。
転用する農地は、大仙市刈和野○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートルです。
贈与による所有権移転の案件です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
譲受人は、○○○○○○○○さん。
譲渡人と譲受人の関係は親子になります。
申請理由につきましては、譲受人は、現在、妻と子供３人と共に実家に住んでいますが、手狭であることから、今後の家族の交流も考え、実家に隣接する父が所有する申請地を譲受け住宅の新築を計画したものになります。
ここで、資料４ページの敷地の状況をご覧ください。
実家が北側にありますが、市道から２５メートル以上離れており、かなり奥まったところにあります。既存の進入路が右側の細い線の部分になりますが、２メートル程度と狭いことから、今回、併せて拡幅を行うものです。
許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４項により、この一般住宅が日常生活上必要な施設で集落に接続していることから、立地条件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査されました委員から、補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

渡邊委員　　２０番、渡邊です。
先般、事務局と現地の確認に行ってまいりました。資料をご覧になって分かるとおり、全くの住宅地であります。かつては大農の畑なんかをやっていたところなんですが、この区画は宅地造成のために区画整理をし、そして徐々に売っていくというような、そういった計画の下に開発されたような状況ですので、何ら問題はございません。

議　長　　ありがとうございます。
案件２番についてお願いします。

佐々木委員　　１７番の佐々木です。
５月３１日に、事務局と現地確認に行ってまいりました。
事務局の説明のとおりでありますので、よろしくご審議をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

事務局長　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和４年６月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第３号の案件５番から８番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１８ページから２２ページの５番から８番について、関連がありますので一括で説明いたします。
１８ページの５番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市大曲○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田４４筆、計４５筆、合計面積○○○○○○○○○○平方メートルです。
利用権設定期間の満了に伴う更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外４名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
期間は全て１０年間、賃借料は１０アール当たり○○○円から○○○○○○○円で、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。
ただいま説明いたしました５番から８番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　次に、議案第３号の案件７９番と８０番ですが、この件に関しては、会議規則第２８条の規定により、本議案の当事者〇〇〇〇が案件終了まで退席します。代わりに議長として、議事の進行は菅原会長職務代理者にお願いいたします。
（〇〇　退席）

会長職務代理者　暫時の間議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議案第３号の案件７９番と８０番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

６５ページ、７９番、６６ページ、８０番は、関連がありますので一括でご説明します。
６５ページ、７９番です。
利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田１３筆、計１４筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理事業を利用した利用権の再設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外２名。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
設定期間は４年１０か月で、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇〇円です。
契約期間満了に伴う再契約で、設定期間は、ほかの契約と終期をそろえたため４年１０か月となっております。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会長職務代理者　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

会長職務代理者　ありがとうございます。
ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

会長職務代理者　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
案件が終了しましたので、〇〇〇〇の復帰を求め、議長を交代いたします。ありが

とうございました。
（議長　入場）

議　長　　次に、議案第３号の案件１番から４番、９番から７８番及び８１番から１２１番を議題とします。
　事務局の説明を求めます。

参　与

１６ページの２番です。
所有権を移転する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○、台帳・現状共に田、○○○平方メートル、１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６０歳。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
売買価格は総額○○円、１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○円になります。
申請理由といたしまして、この農地はこれまで○○○○○○がブドウを作付していました。このたび農地を取得したい旨、○○さんに相談し、○○○さんがこれに応じたものです。
売買価格が低くなっていますが、面積が小さいこと、これまで○○○○○○が使用していたことを考慮したものです。

続きまして、３番をご覧ください。
所有権を移転したい農地は、大仙市北野目○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル外、田２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○さん、７９歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７０歳です。
売買価格は総額で○○円、１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○円です。
申請理由といたしまして、○○○○○○さんは、貸付けていた農地を返却され、自身も高齢であることから農地の売却を希望したところ、近隣の農地を耕作して規模拡大を目指していた○○○○○さんが売買に応じてくれたものです。
売買価格が安くなっておりますが、○○○○○○さんは経営の縮小を希望しており、買ってくれるのならこの値段でと申出があったものです。

続きまして、３９ページ、３６番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、強首○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○平方メートル外、畑２筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
新規の使用貸借権の設定です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７７歳。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、４１歳です。
設定期間は１０年となっております。
申請理由といたしまして、○○○○さんは、申請農地を長年ほかの担い手に貸付けておりましたが、返却され、耕作してくれる人を探しておりました。このたび、近隣で耕作して規模拡大を目指している○○○さんが新たに借り受けるものです。
○○○○さんは、管理してくれるだけでも助かるとのことで、使用貸借での契約となりました。
続きまして、４０ページ、３８番、３９番をご覧ください。関連がありますので、続けて説明させていただきます。
３８番です。
利用権を設定する農地は、刈和野○○○○○○○○、現況地目が田、面積が○○○○○○○平方メートル、１筆です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、４３歳。

次に、３９番です。
利用権を設定する農地は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田３筆、合計面積が〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７５歳です。
両案件とも利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７４歳です。
賃貸借権の更新で、設定期間は５年、賃貸借料は、３８番が総数で米〇俵、３９番が〇〇〇俵となっております。
賃貸借料が低くなっている理由といたしまして、当該農地は修理費が高い圃場であるので、土地改良区費全額を〇〇さんが負担するため、賃借料は飯米分のみという契約になりました。

５２ページ、６２番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、協和荒川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。
使用貸借の更新です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５３歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。
理由といたしまして、〇〇さんの申請農地を自分で管理することは難しく、荒らすより無償で管理してもらうほうがよいとの意向により使用貸借となっています。
期間は５年です。
次に、６３番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市協和下淀川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田４１筆、畑４筆、計４６筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
使用貸借の更新です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４７歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
出し手である〇〇〇〇さんが所有する農地全てを、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けるものです。
〇〇〇〇〇〇は、１戸１法人で、役員は家族のみであるため、使用貸借となっています。
期間は、ほかの借り受け地と終期を合わせるため９年９か月です。

続きまして、５６ページ、５７ページの６４番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市協和稲沢〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、４筆、計、田５筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
使用貸借の更新です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
農地の出し手である〇〇〇〇さんと農地の受け手である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんは親戚同士です。また、同じいぶりがっこを製造する同業者でもあります。１０年前、〇〇〇〇さんがいぶりがっこ製造に経営を一本化した際、農地の耕作を親戚である〇〇〇〇さんに依頼しました。〇〇さんは申出を了承し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受けることにしたものです。〇〇さんは、耕作条件がよい申請農地のみを使用貸借で貸し付け、耕作条件の悪い残りの農地には牧草を植えています。
期間は５年です。

６６ページ、８１番から８９ページ１２１番までをご説明します。
６６ページ、８１番です。
利用権を設定する農地は、大仙市内小友〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん外４３名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さん外１８名。
新規４１件、田１６９筆、畑１１筆、合計面積○○○○○○○○○○○○平方メートルです。
詳細につきまして、一部ご説明いたします。
７９ページから８０ページの１０４番。
所有者の○○さんから、最初の契約なので、あまり長い契約期間を設定せず、取りあえず３年で様子を見るとして、この契約期間となりました。
次に、１０５番から１０７番の貸借期間が５年の理由は、小杉山地区で圃場整備に伴う法人設立計画に伴い、借受人の○○○さんが法人構成員になる予定なので、法人化するまでの期間は個人で契約したいということから、５年の契約期間となりました。
１０８番の○○○○○○が借り受ける農地ですが、３月総会の際もご説明しましたとおり、申請地は耕作が不便な上、水利費の高い圃場で、３月総会の案件でも１０アール当たり賃借料は○○○○○円で契約されています。
８２ページの１０９番から８３ページ、１１１番の契約期間の５年は、３件ともに相対契約同様の５年を契約期間とする申出でございました。
１０アール当たりの賃借料につきましては、田が○○○○○円から○○○○○○○円と幅があります。畑は、使用貸借から○○○○○○○円となっています。これは、圃場条件や、これまで賃貸借していた経緯などの理由が考えられます。
設定期間は、先ほどご説明した案件以外は、全て１０年契約となっています。
なお、その他１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号、案件１番から４番、９番から７８番及び８１番から１２１番までについては、ただいま説明いたしました４９件のほかに、所有権移転２件、賃貸借権設定の新規８件、更新５６件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり、田で○○○○○○○○○円から○○○円と幅がございます。これは、各地域の圃場条件及び契約者双方の意向、並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、田の低いほうでは○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。低いほうについては、圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について

下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和４年６月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

９０ページをご覧ください。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市大沢郷宿字下新田６５番地１、農事組合法人アグリヘリ西仙、代表理事、鎌田茂。
２番、大仙市豊川字八卦８１番地７、有限会社長幸、代表取締役、長澤健幸。
３番、大仙市南外字下袋２２５番地、農事組合法人なんがい中央ファーム、代表理事、佐藤吉男。
以上、３法人からの報告がありました。
詳細につきましては、９１ページから１００ページをご覧願います。
結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。
本日の案件は全て終了しました。
そのほかについて、事務局から何かございませんか。

参　与　それでは、私のほうから幾つかご説明させていただきます。
まず、令和３年度の決算額が決定しましたので、ご報告させていただきます。
お配りしました資料の令和３年度農業委員会歳入歳出決算をご覧願います。
決算額を順に読み上げていきます。
まず、歳入についてですが、農林水産業費県補助金から２，１６７万３，５５２円、農林水産業費委託金が４１万１，０００円、農林水産業費委託事業収入が２０２万３，５００円、一般会計が１，９５４万６２０円、歳入の合計が４，３６４万８，６７２円となっております。
続いて、歳出についてですが、農業委員会委員報酬が２，９０２万３，９５０円、農業委員会事務費が２４７万９，８６９円、会長交際費が７万８，０００円、農業者年金事務費が２１万８，８８６円、機構集積支援事業費が５万２，０００円、農地等情報管理システム運用経費が９６万６，３５０円、農地保有合理化促進事業費が１１万４，７３６円、農地利用最適化交付金事業費が９３５万３，５５２円、農業委員会費負担金が１３６万１，３２９円、歳出の合計が４，３６４万８，６７２円となっております。
以上、令和３年度の決算額をご報告いたしました。
続いて、農地利用最適化交付金への対応についてご説明いたします。
先日の総会で、農地利用最適化交付金の制度が変更となった旨をご説明いたしましたが、今回の制度変更によって様々な問題が生じるのではないかとのご意見をいただきました。
そこで、近々役員会を開催し、今年度の農地利用最適化交付金への対応をご協議いただきまして、その結果を、この次の総会時にご報告させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
私のほうからは以上です。

議　長　委員の皆さんから何かありませんか。
田村委員。

田村委員　　１４番、田村です。
まずは、冒頭の会長の挨拶とか、いろいろ今の農業委員会とさせていただいているんですけれども、それはそれでいいというふうに思います。
それで、水張り水田のことですが、４月の総会のときに、農業委員会としては要望しないということだったですね。その理由とすると、簡単に言うと、知事も皆分かっているし、議会でもやっていると。それから、国会議員には、会長はこの後何回も会うのでそのときに言いますというふうな話だったんですけれども、今回、県選出の国会議員の方に行っていますよね。何かそういう話があったんですか。何か要望とかお話しをしたとか何か。

議　長　　県選出の国会議員７名の方が全て来ました。これは、今回選挙があるということで、恐らくそうだなと思いますけれども、ただ、種苗交換会のときに出された要請文書は、そのまま提出しましたけれども、国会議員からは、ただ挨拶程度で、これについてはこうだのああだのという話は一切されませんでした。
我々のほうからは、北秋田の後藤会長のほうから、野生動物の被害がかなり拡大しているからその対策をどうかしてほしいという、口頭で要請がありました。
時間も短かった関係で、大体１時間弱で終わったというような感じです。ほかの県のほうも、その会場を使うというようなことで、長くはいられないということで、手短にお話しした程度です。

田村委員　　了解しました。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２６回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前９時５１分　閉会）